

## ○事前届出制について

### 1 目的

水源地域の森林の保全について、県、県民及び土地所有者等の責務を明らかにし、所有権等の移転に事前届出制度等を設けて、水源地域の機能の維持に寄与する施策の効果的な推進を目指します。

### 2 届出が必要なとき

知事が指定する水源地域（※）内の民有林の土地について所有権、地上権その他使用及び収益を目的とする権利を有している者が、次に掲げる事項をその内容に含む契約並びに当該民有林の土地所有者等が法人である場合にあっては合併契約（当該民有林の土地所有者等である法人が存続する場合を除く。）及び分割契約（当該民有林の土地の所有権等を承継させる場合に限る。）をするとき。

- (1) 贈与に係る事項
- (2) 売買に係る事項
- (3) 交換に係る事項
- (4) 地上権の設定に係る事項
- (5) 永小作権の設定に係る事項
- (6) 地役権の設定に係る事項
- (7) 使用貸借に係る事項
- (8) 賃貸借に係る事項

なお、相続は対象外です。

※水源地域は、市町村の大字単位で指定し、指定された大字の区域内にある不動産登記法の地目、「山林」、「原野」、「保安林」、「雑種地」で現況が森林である土地において、事前の届出が必要となります。

### 3 届出者

譲渡人等（契約に係る土地の権利を有する者）

### 4 届出期限

契約締結予定日の30日前

### 5 届出方法

指定の事前届出書に必要事項を記入の上（位置図 縮尺 5,000 分の 1～15,000 分の 1 程度 添付）、届出に係る土地の所在地を管轄する県農林事務所林業振興課に提出してください。

### 6 無届、虚偽の届出の場合の措置

届出者が届出をしなかったり、虚偽の届出をしたときは、是正勧告を行い、この勧告に従わないときは、氏名・住所等を公表します。

## 7 森林法による事後届出制度との違い

森林法による事後の届出制は、新たに土地の所有者となった者（相続を含む）が、所有者となった日から90日以内に、森林が所在する市町村に届出をする制度です。

なお、これに違反したときは、10万円以下の過料となっています。

森林の土地に関する届出制度の比較表

		事前届出制度	事後届出制度
根拠法令		茨城県水源地域保全条例	森林法
施行年月日		平成25年1月1日 (条例施行は平成24年10月3日)	平成24年4月1日
目的		権利移転の事前把握	所有者の把握
対象森林		水源地域内の民有林	地域森林計画対象の民有林
届出義務者		土地の所有権、地上権、地役権、使用貸借権、賃借権を有する者（相続は含まない）	新たに土地の所有者となった者（相続を含む）
届出先		県（農林事務所）	市町村
届出の要件	期限	権利移転の契約締結日の30日前まで	所有者になった日から90日以内
	面積	なし	なし
	届出書の内容	契約当事者（双方）の氏名・住所、土地の所在、地目、面積、現況、契約事項、権利の種類、権利移転後の利用目的、契約締結予定日	前所有者の住所・氏名、新たに所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在、面積、持分割合
	添付書類	土地の位置を示す図面	土地の位置を示す図面、登記事項証明書等の届出者が所有権を持つことを証明する書面
違反に対する措置		氏名等の公表	10万円以下の過料
その他			国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出した場合は、本届出は不要。林地開発許可等により地域森林計画の対象とする森林から除外されることが確実であるときは、届出を要しない。